

第69回サービス統計・企業統計部会議事録

1 日 時 平成29年1月12日（木）10:00～11:30

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

西郷 浩（部会長）、野呂 順一、宮川 努、北村 行伸、中村 洋一

【審議協力者】

総務省統計局、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府

【調査実施者】

厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室 石原参事官、手計補佐ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議 題 毎月勤労統計調査の変更について

5 議事録

○西郷部会長 それでは定刻となりましたので、第69回のサービス統計・企業統計部会を開催させていただきます。

年越しの審議となりますけれども、今回もどうぞよろしくお願ひいたします。

本日の審議案件は、前回の第68回部会に引き続きまして、毎月勤労統計調査の変更について審議をしていただきます。

それではまず、事務局から配布資料について説明をお願いいたします。

○樽松総務省政策統括官（統計基準担当）付主査 本日の配布資料については、議事次第にありますとおり、資料1から資料3、また、参考資料として、1つづりに参考資料集とありますが、参考1から参考6までをお配りしておりますので、御確認をお願いいたします。

このほか、資料番号は付してありませんが、座席図、出席者名簿、それから、12月16日の統計委員会で部会報告した際、委員長から示された意見の要旨を付けております。

資料に過不足等ございましたら、事務局にお申し出ください。

事務局からは以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは審議に入りますけれども、今日は大きく分けると2つパートがございます。1つは、前回の部会におきまして再検討を要された事項などについて、説明、それから確認を行い、後半で、答申（案）の審議を得たいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

予定といたしましては12時に終了ということになっておりますけれども、それよりも長く部会が延びる場合もございます。その場合には、あらかじめ予定がある方におかれましては御退席いただいて構いません。

それでは審議に入りますけれども、まずは12月16日、前回の部会が終了した後に開かれました統計委員会で部会報告をした際、意見が示されておりますので、本日の審議にも関係しますことから、そちらについて、事務局から御紹介をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは説明いたします。資料番号は付けておりませんが、部会審議の状況を報告した際に委員から示された御意見ということで、いつもながらの1枚ペーパーでございます。このペーパーは部会審議に資するため、便宜的に作っているというもので、正式な議事概要等は追って、ということになるかと思っております。

それでは説明します。意見としては委員長から1つ、経過措置期間中の指数の接続について御意見がありました。委員長としては、あまり複雑な方法ではなく、簡単なやり方にした方がいいと。その上で、利用者が必要に応じて加工できるような必要情報を提供するのが良いのではないかという意見を頂戴しました。

以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。統計委員会で出された御意見は、これから再検討いたします経過措置期間中の指数の接続方法に関することですので、そちらでその意見を踏まえて審議していただければと思います。

それでは議論に入りますけれども、前回の部会においては、賃金・労働時間指数の経過措置期間中における扱いについて、厚生労働省においても一度御検討いただくということと、それから、他統計における継続指数の作成状況について、事務局に対して説明が求められておりましたので、この順番で審議をさせていただければと思います。

まずは、先ほどの統計委員会において出されました意見とも関係する指数の接続方法について審議をしていただきます。まず、今回の前提となっている統計法施行状況審議の結果概要を事務局から御説明いただいて、そして、厚生労働省から再検討していただいた結果について御説明をお願いいたします。

まずは事務局から御説明をお願いいたします。

○樽松総務省政策統括官（統計基準担当）付主査 説明いたします。まず、参考資料集の1ページ目を御覧ください。統計法施行状況審議結果のまとめということで、2つ、左右にパートが分かれておりますが、左側がいわゆる未諮問審議の際の取りまとめ、右側が新旧接続ワーキンググループの取りまとめを表しております。それで、黒い下線については指数の接続に関する取りまとめ、点線については継続指数に関する取りまとめの部分を表しております。

まず左側、未諮問審議についてですが、指数の接続については、報告書の中では、「厚生労働省では、利用者にとって分かりやすさ等を総合的に勘案して、過去に遡って指数や前年同月比を改定しない方法への変更を検討している。検討中のものとして具体的に示された一案としては、標本の抽出替え後には、それまでの基準数値にギャップ率を乗じた新しい基準数値で、当該月の一人平均賃金額を除して100倍するもので、この方法によると過去の指数にそのまま標本抽出替え後の指数が接続することになる」と取りまとめられておりました。

継続指数に関する部分については、「景気指標として見る場合には同じ事業所の平均賃金の変化が重要で、ギャップが発生しない継続標本による指標を作成し、参考系列として公表していくことが望ましい」との意見がありました。

その下、「ローテーション・サンプリングの下、継続標本を利用して指数を作成し、参考系列として提供していくことについても検討する必要がある」と取りまとめられております。

さらにその下、今後の取組の方向性として、「継続標本を利用して指数を作成し、参考系列として提供していくことについても検討する必要がある」と取りまとめられております。

右側の新旧接続ワーキンググループにおきましては、指数の接続についてはローテーション・サンプリングを前提として、「新旧計数をそのまま接続する」と取りまとめられております。

また、継続指数については、「継続標本による参考値の作成を検討する」と取りまとめられております。

事務局からは以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは続きまして、厚生労働省から再検討の結果を御報告お願いいたします。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） それでは資料1、毎月勤労統計調査第2回部会からの継続確認事項への回答について、説明申し上げます。これは、新旧計数の接続と継続指数の作成について、今までの御議論を踏まえまして、改めて説明申し上げる次第でございます。

まず、入替えの際の新旧計数の接続でございます。ローテーション・サンプリングの導入後、つまり平成32年1月以降の入替えの際ですが、ワーキンググループにおいては、ローテーション・サンプリングの導入を前提として新旧計数をそのまま接続させることが望ましいとされていることでございます。そこで新旧計数をそのまま接続させ、遡及改定も行いません。この点は前回の部会で説明申し上げたことと同じでございます。

また、ローテーション・サンプリング導入への移行期間中でございますが、移行期間中である平成30年1月及び平成31年1月の部分入替えの際には、これは母集団情報が経済センサスから事務所母集団データベースに段階的に変更されるタイミングのときでございます。こう考えますと、結果数値に入替え前後でギャップが生じる可能性はございますが、一方、ギャップの要因となる脱落事業所を抑制するような最大限の配慮、努力をする予定でございます。これにより、ギャップが極力小さくなるように努める所存でございます。

12月の統計委員会で、複雑な方法ではなく簡単なやり方にした方が良いとの御意見がございました。また、前回の部会でもいろいろと御議論あったところがございます。そこで、移行期間中、ローテーション移行後と異なるような、前回部会で説明したような方法、お手元の資料1では下図の左側のような、ローテーション導入後と異なる方法はとらずに、新旧計数をそのまま接続させることにいたします。

その際、利用者の分かりやすさ、あるいはニーズなどに配慮いたしまして、ギャップの有無・程度あるいは見方などに関する情報も併せて提供いたしまして、利用者の利便に資する対応をさせていただきたいと考えております。

資料1の裏側にまいりますと、継続指数の作成でございます。これはワーキンググループにおきまして、望ましい方法を補完するものとして、継続標本による参考値の作成の検討が挙げられているところでございます。

そこで、平成30年1月分から、前年同月と共通の調査対象事業所のデータを用いまして、継続指数を参考値として作成することを考えているところでございます。

資料1については以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。前回出された案から、経過期間終了後の接続方法と同じ方法を経過措置期間中も当てはめるという案に変えられたということなのですけれども、今の御提案に関しまして、皆様から御意見があれば伺いたいと思います。いかがでしょうか。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 前回、段差の調整がどうしても必要だというふうに厚生労働省としてはお考えだということを前提に、では、やるとしたらどのような調整方法かという議論をしたつもりだったのですけれども、今日の御整理の方がこれまでの統計委員会での取りまとめにも合っていると思いますので、これでよろしいかと思えます。

その際に、移行期間中について、ギャップの有無・程度や見方に関する情報というのは、これは具体的にはやはり1月についての旧サンプルと新サンプルの間の比率等というようなものを意識されておられるわけですね。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） そのとおりでございます。

○西郷部会長 経過期間終了後も経過期間中も、少なくとも見かけ上のやり方は統一化されるということなので、説明は確かにしやすくなるのかなという感じはいたします。

ただ、その一方で、経過期間中の条件と経過期間終了後の条件が同じかということ、必ずしも同じではないので、そここのところの担保が、前はそういうギャップをなるべく見えなくするにするとという措置がとられていたわけですが、今回はそういうことはせずに、むしろ情報提供という形で、経過期間中のギャップの発生等については利用者の便宜を図るというような案になっております。

北村委員。

○北村委員 この対応で私も賛成しますけれども、そもそも毎月勤労統計の見直しが言われたのは、ギャップが大きいということだったわけなので、もしそれを移行期間中に、努

力されるということは十分理解しますが、母集団の情報が大きく変わるということもありまして、大きなギャップが出た場合にはそれなりに十分説明するということは必要かと思えます。そうしないと、また同じことをやっていると言われるリスクもありますので、その説明は本当に十分やっていただきたいと思えます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

宮川委員、お願いします。

○宮川委員 私もお二人の委員と同じで、基本的には今回の変更で結構だと思っています。その点について、ただ、追加的に2点ほどお伺いしたいと思うのですが、資料1では、新旧を接続させたいいわゆる指数のイメージが記載してありますが、併せて、継続した場合のイメージ、恐らく真っすぐそのまま行くようなイメージがあって、そこをギャップというふうになるのだろうと思うのですけれども、そのイメージをどうお持ちになっているのかということをお伺いしたいということ。

それからもう1つは、ギャップを説明する際の必要な情報は提供しますというのは非常に曖昧で、いわゆる民間のエコノミストが、きちんとかういうことでギャップが出てきているのだという意味で理解してもらえるような情報として、何を提供するつもりかというお心積もりをお伺いしておきたいと思えます。

○西郷部会長 よろしいですか。先ほど一部お答えいただいたかもしれませんが、もう1回、重複があっても構いませんので、お願いします。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） まず、平成30年1月なり、やはり母集団情報が平成32年以降に比べれば大きく変わりますので、いろいろと心配しているところではあるのですが、イメージとしては若干段差が出る確率が高いのかなとは思っております。ただ、やってみないことには分からない面がございます。

そして、情報の提供ですけれども、段差については、統計委員会でも御議論あったように、段差の要因について分解して数字を出すつもりでございます。より具体的には、新設なりの上昇が反映されたことによる分とか、それ以外の分とか、そういったものでございます。そういったことを御覧いただきながら、利用者に提供することを考えております。

○西郷部会長 よろしいですか。

○宮川委員 はい、結構だと思います。もしかしたら、例えば継続指数のサンプルの特性と、それから新しいもののサンプルの特性を、統計値などを出しておく、売上とか人件費等の属性値を出しておく、民間の方もある程度自分たちで加工して工夫して予測ができるのではないかなと私は考えたものですから、その点を確認したかったということです。

加工した後の例えば段差の要因と言われても、どういうふうに計算したかのプロセスまで分からないと、民間の人が後で独自に推計をするというか、考える際の情報というには、そのプロセスまで開示するのであれば結構ですけれども、少し分からないような印象を持っただけです。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） 御意見、非常に参考にさせていただきます。もちろん入替え後のいわゆる実数といいますか、集計結果に加えて、入替え前のサンプルもおっしゃられますので、当然その実数の詳細な結果は全部公開

いたします。

また、いろいろな要因分解など、計算なども紹介するとともに、あと、私の説明、申し遅れましたけれども、継続共通事業所で計算した前年度同月比なり継続指数は、当然参考として教示するわけでございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

ほかにもございますか。どうぞ。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 日本銀行です。いろいろ御検討いただき、ありがとうございました。基本的にこの方向で作成していただければ非常にありがたいなと考えております。

宮川委員に関連してなのですけれども、当然サンプルを入れ替えることによってギャップが生じるので、そのときにどういう要因分解を見せるかということは、情報提供していただくことが非常に大切だと思っております。母集団が替わること、あるいは、前の母集団には含まれているのだけれども、サンプルが替わったことによる寄与のようなものをいろいろ分けて出していただけるとありがたいと思います。それに加えてもう1つお願いしたいのは、前々から申し上げているところですが、労働者の定義の変更によるインパクトというのを、これは直接毎月勤労統計の結果から弾かれるわけではありませんが、2018年1月には労働者の定義が変わるわけですので、計算して出していただくということをしていただけるとありがたいなと思っております。労働者数のインパクトは既に総務省の方でいろいろ、過去、会議で検討もされて分かっているわけですが、賃金のインパクトについては何らかの試算をして頂きたい。前回、レベルで最大ポツ3ぐらいのインパクトが起こる可能性があるとは申し上げましたが、実際にはそんなに大きくはないというインパクトを示すことができるのではないかと思います。賃金構造基本統計等をお使いになられて、それほど毎月勤労統計の段差において、労働者の定義変更のインパクトが大きくない、非常に小さいということを示せば、ユーザーを安心させることもできます。是非御検討のほどよろしく願いいたします。

○西郷部会長 何か、御発言ありますか。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） かしこまりました。前回の部会でも申し上げたかとは思いますが、賃金に与える影響についても、賃金構造基本統計なりを使って評価したいと考えております。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

ほかにもございますか。

それでは、前回の部会の議論を踏まえて、厚生労働省で再度検討していただいた結果、今、御提案していただいたとおりの方法で、経過措置期間中は指数を接続するという形にしたいと思います。どうもありがとうございます。

それでは次に、他統計における継続指数の作成状況ということで、これは前回の部会において野呂委員から追加説明が求められた事項なのですけれども、それに関連いたしまして、実は前回の部会のときに、私が司会進行の中で1つ回答をお願いするのを忘れていた部分がありました。今日配布している参考資料の55ページを御覧いただけるでしょうか。

⑥という部分です。労働者区分の定義が変わる中で継続指数はどのように作成するのですかと。部分的に回答されていたこともあるのですが、明示的にこれを審査メモの中の質問に対する回答という形で今回は使いませんでしたので、それも含めて、他統計における継続指数の作成状況を御審議いただければと思います。

それではまず、事務局から御説明をお願いいたします。

○榑松総務省政策統括官（統計基準担当）付主査 まず、参考資料集の24ページを御覧ください。こちら、新旧接続ワーキンググループ第2回の資料でもあるのですが、上の部分、「1. 標本交替」というところで、基幹統計9統計においてローテーション・サンプリングを行っている。その中で継続標本による参照値を出しているものについては1つもないという状況でした。

ただ、法人企業統計調査と毎月勤労統計調査については、このときは検討中ということでアスタリスクが付いております。

事務局からは以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、厚生労働省からも御説明をお願いいたします。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） 本日の参考資料の55ページでございます。これは、労働者区分の定義が変わる中で、継続指数はどのように作成するのかということでございます。55ページの回答のところを御覧いただきますと、平成29年12月分調査票の本調査期間の末日の常用労働者数と、平成30年1月分、このときから定義を変えろということにするわけですが、前調査期間の末日の常用労働者数を比較して、変化していない事業所に限定して集計を行うことを考えているとしております。また、そのときに、人数が同じでも新旧の定義変更による労働者の異動がある可能性がございますので、留意が必要という注意喚起を考えているところということを記載しているところでございます。

この点につきまして、前回の部会でも御議論あったところでございますけれども、500人以上とか大きな事業所におきまして、1人でも違っていたら外してしまうのかといった話がございました。確かに人数の大きな事業所で1人でも違っていたら外すとか、それは調査の効率上、非常に悪いわけですし、また、賃金に与える影響の評価も別途行うことにしております。

したがって、1人でも違っていたら外すとかいうようなことではなくて、例えば割合で見るとか、影響の評価の結果などを見ながら、あるいはどのぐらい違っているかとか、どのぐらいの事業所で違っているかとか、そういった状況を見ながら判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、今の⑥への回答も含めまして、他統計における継続指数の作成状況等について、御意見等ございましたら伺いたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○野呂委員 はい。

○西郷部会長 よろしくお願ひします。

○野呂委員 まず、他統計も調べていただき、どうもありがとうございました。先ほどの接続の件につきましては、これはどういうやり方をしましてもギャップは出ますので、ある意味で割り切りといひますか、決め事かと思ひます。そこで、どう説明するかという、そこに論点を持っていかれることに私も賛成します。ただ経過期間中は、これまでの経験からいくと、どちらかと言へばギャップが少し低い方向に出る傾向があります。継続指数だけを見た場合は、サンプル入れ替えしたものに比べて高めに出るのではないかと思ひます。ですけれども、そのとき、統計のヘビーユーザーの方とはとにかくとしまして、一般の方への説明の仕方として、「景気指標としては継続指数で見るのですよ」、「いわゆるサンプル入れ替えしたものの対前月なんかを見ても意味がないのですよ」という説明をされるのでしょうか。

もしそういう説明をされるとしたら、先ほどの9統計、特にローテーション・サンプリングをしている統計についても、対前月などを見る場合は、継続指数で見ることになるので、他の統計でも継続指数は必要ということになってくるのでしょうか。

継続指数についてはどう説明するかという辺りを明確にした方がいひと思ひます。ギャップが多いと予想される経過期間中もそうですし、経過期間が終わった後でも、やっぱり数字が2つ出てくるということについては、特に世の中の一般的な反応として、なかなか理解されないのではないかなという心配がありますので、十分に検討いただけたらと思ひています。

繰り返しになりますが、お聞きしたい点が2つありまして、サンプル入れ替え後の指数と継続指数が大きくかい離して、例えば前も申し上げたように、サンプル入れ替え後では対前月マイナスだったけれども、継続指数では対前月プラスだった場合などは、どう説明をするのかということについて、案があれば教えていただきたいと思ひます。もう1つは、そのときに、やっぱり動的に見る場合は継続サンプルで見るのだという御説明をされた場合、「では、他のローテーション・サンプリングを行っている統計はどうなのですか」という次の質問にどう答えるのかということについて、方針がありましたら教えていただきたいと思ひます。今後、検討いただくということでも結構ですが。

○西郷部会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） まず、継続事業所を見た、継続指数と呼んでおりますけれども、これはあくまで前年同月比であれば1年前も存在した事業所における労働者の賃金の変化というものであつて、毎月勤労統計では、毎月、例えば全労働者の平均賃金を出している。全労働者の平均賃金の前年同月比といった場合には、1年前の、1年間の変化において、説明はあれでしょうけれども、新設なり、あるいは廃止なり、そういった影響へ加味された変化であると。

その違いがあるということでまず説明いたしまして、あとは段差があつた場合、どうしてもこの調査の手法上、段差が集約的にある月に出てきてしまうということで、そこで段差の要因分解などを説明しながら、利用者の方に情報提供をするということを考えている次第でございます。

○西郷部会長 もしもう少し続けることがございましたら。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） 今のところ、継続指標として継続指数がいいということまで組み込むつもりはなくて、あくまでそういう統計ですということで統計メーカーとしては説明したいと思っております。

○西郷部会長 澤村統計審査官、何か。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 野呂委員のお答えになるかどうか分からないのですが、第2回部会、参考資料の24ページにもありますように、確か継続指数と考えた場合、このワーキンググループでは、標本交替時の平均経過期間が短いか長いかで必要度は変わってくるのではないかという議論になったかと思うのです。

そういう中で、毎月勤労統計のように非常に長いものについては、やっぱり継続指数の作成が求められるのではないかと。一方で、短いものについて、どこまでそれが必要かというような話もあったかなと。それで、家計調査では更に詳細に検討した結果、あまり意味がないのではないかというような議論になったと記憶しております。

そういう意味では、冒頭、事務局からの説明にもございましたように、現在検討中の法人企業統計調査であるとか毎月勤労統計調査のようなものから順次検討されるというのが、方針と言い得るものではないかなと思います。

その辺り、ワーキンググループの座長を務めておられる北村委員から補足いただければと思います。

○北村委員 よろしいですか。今、澤村統計審査官から御説明あったとおりでしたけれども、こうやって表にしてみると、確かに毎月勤労統計調査が、かなり特殊な調査方法をとっていたということで、それをなるべく標準的なものに合わせてもらうということで、今回調査方法なりを変えていただいたということなのですけれども、景気指標としてどうかという、今のお答えで、私、いいと思うのは、経済学者は景気を見る場合に、同じ企業を追って行って、それでその中で環境が違ったときにどういう対応をしているかというのを見るというのは、インターナルマージンといいますか、内部でどういう調整をしているかということはあるのですけれども、景気というのは同時に経済全体の視点もあるので、参入退出というか、エクスターナルマージンといいますか、出ていったり入ってきたりとか、潰れたり新規に出てきたりということも、確かに景気の指標、情報ではあるわけなので、両方見ないといけないので、残っているものだけ見ていけば景気分かるかというのも、また別の話なので、そこは慎重に対応していただいた方がいいのかなと思います。

○西郷部会長 ありがとうございます。継続指数の作成に関しまして、ほかに何かございますか。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 よろしいですか。

○西郷部会長 どうぞ。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 ありがとうございます。新旧の調査票を見て、労働者数がぴったり一致しないサンプルを排除するというのが最初のお考えだったのかもしれませんが、そこをある程度緩めに考えていただいて、大企業がサンプルから外れてしまうとか、定義変更になるような日雇い労働者が多い建設業がサンプルから大きく落ちるような

ことがないような方向で是非進めていただければ、継続サンプルの指数は非常に有益な指数になるのではないかなと思っておりますので、是非その方向で御検討いただければなと思っています。

景気指標として、継続サンプル指標と、いわゆる本当の、本ケースの指標と、どちらがいいかというのは、まさに今、北村委員がおっしゃったとおりでありまして、インターナルマージンを見たいとすると、当然経済は新陳代謝していくわけですから、新しいサンプルが入ってくることによる賃金の変化も併せて見なければいけないということでもあります。したがって、継続サンプルだけがあればいいとか、あるいは本指数だけあればいいというものではなくて、両方の指数が必要だというのは、まさに北村委員のおっしゃるとおりではないかなと思っております。

そういう関係で、最後をお願いしたいというか、前回も少しだけ申し上げましたけれども、やはり継続指数の遡及系列を是非カットオーバー時に少しでも長く御提供いただけるとありがたいと思います。結局、過去と比べて前年同月比が高いか低いかということが景気の判断として非常に重要ですので、いろいろデータの制約とかシステム的な制約とか、おありになるのだと考えておりますけれども、そこはできる限り御努力いただいて、できるだけ長い継続サンプルの指数をカットオーバー時に御提供いただくように頑張っていたければなと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○西郷部会長 今、何か御回答いただけますか。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） 遡及についても、いろいろと制約のある中で、検討はさせていただきたいと思います。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

はい、どうぞ。

○野呂委員 継続指数を作ること自体がおかしいということではございません。ただ、もともとこの問題は、「過去に遡って数値が変わることはいかなものか」という、非常に分かりやすい指摘からスタートしているだけに、その結論として数字を2つ出しますというのでは、かえって分かりにくくなったような印象を与えるのではないかな。経済学者や専門家の方以外にもすっと頭に入るような継続指数の位置付けの御説明があればいいと考えております。よろしくご検討をお願いしたいと思います。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

ほかに何か御意見等ございますか。

よろしいでしょうか。それでは、継続指数の作成に関しましては、今御回答いただいたとおり、特に情報提供の部分等について、本指数の方が経過措置期間中、特に継続指数の注目度も高まるというところもございますので、今、御回答いただいたとりに御対応いただければと思います。どうもありがとうございます。

それでは、論点メモに挙げられた点に関しましては、審議を終えたという格好になりますので、今日の後半の目的である答申（案）に入りたいと思います。

答申（案）は、今日配布しております資料の番号で言いますと、資料2ということになります。そちらを御覧ください。まず、全体の構成について簡単に見てまいりますと、1

ページ目に「1 本調査計画の変更」というのがございまして、「(1) 承認の適否」、「(2) 理由等」、これが随分長くなっているのですけれども、途中、Pとございますのは、いつものことですが、本日審議いただきました内容が一部含まれておりますので、Pendingの頭文字をとってPとなっております。「(2) 理由等」というのがずっと続きまして、5ページになりますけれども、今度は「2 オンライン調査の推進」、それから「今後の課題」というのが最後のページにあるというのが大まかな構成になっております。

途中、Pはございましたけれども、前回までの部会でかなりの部分が審議されていますので、今日はできればこの部会でこの答申（案）を決着させたいと思っておりますので、是非よろしく願いいたします。

それでは1ページ目に戻りまして、順次見ていただきたいと思っておりますけれども、まず1ページ目の大きな1番の「(1) 承認の適否」、ここは結論に当たる部分ですので、最後にまたもう1回帰ってきて、これで差し支えないかということを確認いたしますが、結論といたしましては、今回御議論いただいた毎月勤労統計調査の変更を承認して差し支えないという結論になっております。

ここは、先ほども言いましたように、最後に帰る部分ですけれども、部会全体といたしましては、途中の経過措置期間中の指数の接続方法を最初の提案から変更していただいたというところまで含めて調査の変更は承認していただいたとなっておりますので、部会の議論を踏まえた結論になっているかと思っております。

では、理由等について細かく見ていきますけれども、「(2) 理由等」のA、そして「(ア) ローテーション・サンプリングの導入及び経過措置の実施」ということで、これは第1回の部会において御議論いただいたところですが、図のところが複雑そうには見えるわけですが、システムの変更と、それからローテーション・サンプリングの導入までの期間をなるべく短くするという両方の要件を勘案すると、図で示されているような形で移行するのがいいと結論していただきまして、そのとおりの書きぶりになっております。

「(ア) ローテーション・サンプリングの導入及び経過措置の実施」につきまして、1ページ目から2ページ目のところまでで、何か文言等で、あるいは結論等で修正すべき点がないかどうかを御覧いただきたいと思っております。

最後の段落のところだけ、変更の結果、起こり得る事態というものに言及しているわけですが、この点も部会ではかなり時間を使って議論した部分ということになりますので、この段落も最後には付け加えておくのがいいのではないかと私自身も思っております。

それでは、後で、もしお気づきのことがございましたら戻すこともできますので、「(ア) のローテーション・サンプリングの導入及び経過措置の実施」に関しましては、ここで記載されているので、部会として適当と判断したとさせていただきます。

次に、2ページ目から3ページ目、「(イ) ローテーション・サンプリングの導入に伴う賃金・労働時間指数への対応」ということですが、こちらは今日御議論いただいた部分を含んでおりますので、一部Pとなっております。

前半の部分、最初の2段落は、部会の前に指数の接続に関してどのような議論が行われ

ていたのかというのが第2段落目ぐらいのところに記載してありますけれども、具体的に部会で御検討いただきましたのは、3ページ目の①のところと②のところということになります。

今日御議論いただきましたとおり、最初のオリジナルの提案では、ローテーション・サンプリングが導入された後の指数の接続方法と、ローテーション・サンプリングが導入されている経過措置期間中の指数の接続方法とが若干異なっているというものだったわけですが、今日の御回答で、それを両方とも統一的にさせていただくと。ただし、ギャップ等が生じた場合には、ギャップの要因等について、作成者の側から説明をしていただくという案になっております。それが①の接続方法の方です。

②は継続指数の作成、これは前回も御議論いただきましたけれども、今日改めて御議論いただいた部分ですが、基本的には作成をして、2つの指数が表示されることについては説明、利用者への利便性を考慮して十分な情報提供をするということが結論という格好になっています。

○宮川委員 よろしいですか。①、②の部分なのですけれども、今日の議論等を踏まえるならば、例えば②の最後の「なお、継続指数の公表に当たっては、利用者の利便性を考慮し、十分な情報提供を行う必要がある」ということですが、ギャップについての議論もありましたので、「なお、継続指数の公表に当たっては、本指数との違いについての説明の要因を基本的な統計量の開示も含めて十分な情報提供を行う必要がある」というぐらい書き込んでもいいのではないかなと思っています。

先ほど西郷部会長がギャップの話ということをおっしゃっていたと思うのですが、特にこちらでは、継続指数と、それから本指数とのかい離のことについての情報提供というか、先ほどお話しになった要因分解とか、そういうお話も特に盛り込まれていないので、その部分は少し盛り込む必要があるのではないかなと思ったのですが。

○西郷部会長 今の御意見に対して、いかがでしょうか。

部会の中では、ここで書く書かないにかかわらず、それはやられるものという理解だと思えますけれども、明示的に書いた方がいいかどうかということですね。

ただ、現時点ではどれぐらいギャップが出るかとか、ギャップが出なかった場合まで含めて、それを表示した方が。

○宮川委員 ギャップという言い方よりも、本指数との違いについてといった言い方をやはり、野呂委員からも、複雑化していて、きちんと分かりやすくということでしたので、2つの系列ができることには間違いはないわけですから、ギャップという言い方は少し語弊を生むかもしれませんが、本指数との違いについて、利用者の利便性を考慮し、基本的な統計量の開示を含めて十分な情報提供を行う必要があるというぐらいであれば、別に問題はないかと思えます。

○西郷部会長 分かりました。それでは、本指数との関係ということでもよろしいですか。

○宮川委員 関係でも、はい。

○西郷部会長 それでは、②の一番最後の段落ですけれども、「なお、継続指数の公表に当たっては、本指数との関係も含めて、利用者の利便性を考慮し、十分な情報提供を行う必

要がある」ということで、「利用者の利便性を考慮し」というところの前に、「本指数との関係を含めて、利用者の利便性を考慮し、十分な情報提供を行う必要がある」。

○宮川委員 すみません、少し。

○西郷部会長 どうですかね、ここではない方がいいですね、これ。

○宮川委員 すみません、私、部会長の案について、失礼ではあるのですが、「継続指数の公表に当たっては、利用者の利便性を考慮し、本指数との関係も含めて基本的な統計量の開示など十分な情報提供を行う必要がある」。

これでいかがでしょうか。

○西郷部会長 そうですね、「本指数との関係を含めて」は、「十分な情報提供」の前に持っていった方がいいですね。

○宮川委員 よく経済で言う基本統計量ということですかね、基本統計量の開示も含めてというふうに、やはり先ほど言った利用者が、継続指数の統計情報と、それから本指数の統計情報にどれだけ違いがあって、後で加工できるのか、いや、先ほど北村委員がおっしゃったように、新しく参入したような、サンプルに入ったような中小企業も入れて景気も判断するのかどうかということの判断材料も入れられるようにするという意味で書いてはいるのですけれども。

○西郷部会長 分かりました。それでは、「十分な情報提供を行う必要がある」の前のところに、「本指数との関係を含めて基本統計量の開示など十分な情報提供を行う必要がある」。途中に読点は特になくてよろしいですね。

もう一度申し上げます。「情報提供を行う必要がある」という最後の部分の前のところに、読点なしで「本指数との関係を含めて基本統計量の開示など十分な情報提供を行う必要がある」、そういう趣旨で変えさせていただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。それでは、その部分に関しては、今の趣旨の修文をもって部会で適当と判断したとさせていただきます。

次が、3 ページ目の「イ 事業所母集団データベースの利用」ということです。これは基本的には今まで経済センサスをフレームとしていたわけなのですけれども、それを事業所母集団データベースに切り替えるということが内容となっております。

これに関連して、事業所母集団データベースの方で、官公営の事業所に関しては更新の期間を5年ではなく毎年に変更していただくという案が検討されるようになったわけですが、その部分に関しましては答申そのものの内容とは関係がないというか、答申そのものは毎月勤労統計に関するもので、官公営の事業所の更新の期間が変更されるということは事業所母集団データベースに関することですので、そちらは後で御検討いただく部会長メモで明示するという形にして、ここでは特に事業所母集団データベースの更新そのものについては記していないという形になっております。

いかがでしょうか。これは今後の公的統計のいわゆるフレームに関しては事業所母集団データベースを使っていこうという流れに沿ったものですので、部会としても適当と判断させていただいたわけですが、よろしいでしょうか。

それでは、特に異論がないようでしたら、こちらに記載されている内容で適当とさせて

いただきます。

それではその次のページに参りまして、「ウ 常用労働者の定義変更」です。こちらはいかがでしょう。

どうぞ。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 オブザーバーの身で申し訳ないのですが、まさに適当だということではないかと思うのですが、繰り返し申し上げさせていただきます。労働者区分の変更によって賃金の水準に与える影響というのは一定程度あるかもしれませんが、その辺についての情報提供をするのが望ましいとか必要であるという表現をどこかに書いていただけるとよいと思います。前の継続サンプルとかサンプルの入替えのときの情報提供と同じような話ではないかなと考えておりますが、いかがでございましょうか。

○西郷部会長 いかがですか。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 具体的な文案を申し上げた方がよろしいでしょうか。

○西郷部会長 いや、多分入れるとすれば、3段落目になお書きの形で入れるのがいいかなと思っているのですけれども。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 ええ、だと思えます。全く同じような感じだと思えます。

○宮川委員 なお、定義変更に伴う影響については十分な情報提供を行う必要があるとかいうことではいかがなのでしょう。

○西郷部会長 そうですね、賃金だけではないかもしれない……。

○宮川委員 やっぱり一応委員から提案した方がいいでしょう、このケースについては。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 すみません、私が提案するのも変な話なので。

○西郷部会長 それでは、今の御議論を踏まえまして、4ページ目のウの2段落目の次のところに、また1つ段落を起こして、「なお、定義変更に伴う影響に関しては情報提供を十分に行う必要がある」というようなセンテンスというか、段落というか、それを付け加えるということではよろしいでしょうか。

厚生労働省はいかがですか。多分もともとやると言っていたことを明示的に書くということだけになりますけれども。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 1点だけ確認なのですが、労働者区分の変更に伴った情報提供のこれまでの御議論を踏まえれば、記載することに異を唱えるものではないのですが、これはあくまで日本銀行が言っておられるように、この統計が従業者数だけでなく賃金の影響を見るためにも極めて重要であるという、その特殊性に鑑みという趣旨だということを確認させていただきたい。というのが、ほかの統計調査でも、労働者区分については変えてきているものがあるので、それについても押しなべて全て情報提供を求めるのは、バランスとしていかがかと思えますので、その点だけ確認させていただければと思います。

○西郷部会長 賃金ということを明示的に言った方がいいですか、それだとすると。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 そうですね、やっぱり重要度が高いから、何度もやるといったらそれは大変な負担になってしまいますので、統計を変えられなくなってしまい

ますから、それはよくないことですので。

○西郷部会長 賃金指数への影響など、定義変更に伴う影響に関して十分な情報提供を行う必要があると、賃金指数への影響などというふうに限定……、「など」に何が含まれるのかというのはありますけれども、賃金という言葉を入れれば、かなり限定性は強くなるという感じだと思いますけれども、それでよろしいですか。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） できれば、賃金統計とか。

○西郷部会長 賃金で大丈夫ですかね。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） 賃金だけでも。その方が。

○西郷部会長 賃金への影響など、定義変更の影響について十分情報提供を行う必要がある。そんな形でよろしいですか。

それではもう一度申し上げますけれども、4ページ目の両括弧なしのウの2段落目の下に、3段落目として、「なお、定義変更の賃金などへの」ですか。

○宮川委員 「定義変更の賃金などへの影響」。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 「定義変更に伴う賃金の」。

○宮川委員 「に伴う」ですよね。

○西郷部会長 「定義変更に伴う賃金などへの影響について十分に情報提供をする必要がある。」それでよろしいでしょうか。

労働者の定義変更に関しましては、これも公的統計全体の流れの一環ということになりますので、方向としては正しいと。ただし、賃金への影響については情報提供ということを明示的に記すということで、文言は修文したいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

それでは、両括弧のないウに関しましては、今の修文をもって部会として適当と判断したとさせていただきます。

次が、表1の下にあります「エ 統計調査員の活用範囲拡大」ということですが、これに関しましては、部会としては提案のとおりで適当と判断した部分ですが、こちらの書きぶりまで含めて、よろしいかどうか、御議論いただきたいと思います。

もし特に御意見がないようでしたら、こちらの4ページのエのところに記載してあるとおりの文章で、部会として適当と判断したとさせていただきます。

次はオですが、これは4ページ目から5ページ目にかけて記しております。調査票情報の保存期間の変更に関してです。この部会で直接議論して結論まで得られたのは、全国調査の部分の保存期間を、下線が引いてあるとおり、永久保存するという部分だったので、部会では決着するところまで行かなかった地方調査の保存期間に関しては、ここでは3年のままであるということが記載されているわけですが、これに関しては、その次のページになりますけれども、今後の課題のところ、この3年が永久保存になるような方策について、厚生労働省の方で御検討いただくという書き方になっております。

いかがでしょうか。

もし特に御意見がないようでしたら、ここに記載されているとおりで部会として適当と判断したとさせていただきます。

それでは、大きい1番がそれで全部話し合われたということになるわけですが、大きい1番の(1)に戻っていただいて、先ほど申しましたけれども、「(1)承認の適否」というのが1番の部分の結論となっておりますが、変更を承認して差し支えないという結論でよろしいでしょうか。

それでは次に、ページが行ったり来たりして恐縮ですが、5ページ目のオンライン調査の推進についてというところで御議論いただきたいと思います。

ここは淡々と現状どうかということと、これからどのようにしていくのかということが部会で審議されたとおりに記載してあるという格好になっているかと思います。

よろしいでしょうか。

もし特に御異論などないようでしたら、ここに記載されているとおりで部会として適当と判断したとさせていただきます。

○野呂委員 極めて形式的な確認で恐縮なのですが、答申(案)の3ページで、お聞きしたい点が2つございます。1つは接続方法のところ、①ですが、5行目かな、「これについては」の上でございます、「また、経過措置期間中も同様の対応をとることとしている」と記載されているのですが、確かに審議メモを踏まえた審議の中では、経過措置期間をどうしようかということ随分丁寧に審議したわけですが、そもそもの諮問には経過措置期間をどうするかということは記載されていなかったわけで、諮問にないことを、答申に書くのは不自然なようにも思います。一応審議したのでテークノートしておくという、ある意味、念押しのような位置付けなのではないでしょうか。

もう1点ですが、その下の②ですが、2つ目の段落で「これについては」の後、「未諮問審議結果の中で示された」ということの鍵括弧を見てみますと、「提供していくことについても検討する必要がある」ということで、未諮問審議結果では、検討することを指摘しているわけですが、この指摘を踏まえた対応であるならば継続指数を提供するかどうかを検討したことを答申するのが自然ではないかと思います。これは、未諮問審議結果の中の検討する必要があるという指摘に対し、実際に導入するのだと答申することで、結論的には検討したことと等価であるということでしょうか。

答申の内容ではなくて、書きぶりだけの問題ですが。

○西郷部会長 まず、2番目の御指摘に関しましては、多分その上の段落のところ継続指数を作成し、参考系列としてこれを公表することとしている、その結論が適切かどうかということが未諮問審議結果の中で示されたものとマッチしているという読み方ができるのではないかなと思います。

最初の方に関しましては、すみません、答申では接続方法について言及があったように私は記憶していたのですが、もし答申の中で接続方法そのものに言及がなかったとすると、確かにここは書き換えなければいけないのかなと思いましたが。

○北村委員 当然、移行措置も入ってくる話だと思えば、そういうことが書かれていても

不思議ではないというか、それは当然考慮しないといけない問題だとは思われるので、書いておいた方がいいような。

○西郷部会長 統計を作成する側としては、統計調査のやり方が変更されれば、それに附随して作成すべき指数や何かの作り方も変えていかなければいけないというのがセットで考えられているもの、それが当然だというふうに読めば、今、北村委員が御指摘になったように、答申の中に書いてあることは別におかしくはないというふうには読めるとは思います。

そういう読み方でよろしいですか、野呂委員。

○野呂委員 いや、極めて書きぶりだけの形式的な話ですので、特に異論はございません。

○西郷部会長 それでは、そうであれば、今の調査方法の変更に伴ってその調査に基づいて作成される指数の作成方法の変更というか、それがどのように変えられるのかということまで含めて、セットで答申では答えるのだという形にして、今の書き方で適切であると判断させていただきます。

よろしいでしょうか。それでは、6ページの今後の課題のところにもいりたいと思いますが、これは先ほど申しました調査票の保存期間に関しまして、地方調査に係る調査票情報の保存期間を、ここにはそこまで記載していませんけれども、3年から永久保存に変えるような方法を厚生労働省で検討していただくというのを、具体的な課題としてここに記載してあります。

○宮川委員 よろしいですか。

○西郷部会長 はい、よろしく申し上げます。

○宮川委員 今後の課題の文章というのは、5ページのオンライン調査の手前の、前2行と全く同じ文章なのですよね。

○西郷部会長 なるほど。

○宮川委員 恐らくオのところで「保存体制については未定である」と書いて、今後の課題で「この未定の部分を早急に解決する必要がある」というのであれば、話としては分かるのですけれども、答申として既にオのところである程度結論が書かれていて、また今後の課題というふうに2つ併せて同じように書くのは、答申の文章としてはあまり格好がよくないのではないかと思います。

○西郷部会長 何か。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 事務局から失礼いたします。御指摘ありがとうございます。ほかの答申の前例もいろいろあるのですけれども、基本的に本文の中で課題に比するものがあれば、そこで目出しをした上で今後の課題で、同じ趣旨の文章を再度書くという、いわば二重書きのような形でやっている例というのも少なからずあるというか、結構一般的なスタイルと認識しています。

ただ、今御指摘のような形で、あまりにも文言が同じ過ぎるということもありますので、御議論いただいて、修正していただければと考えております。よろしく申し上げます。

○宮川委員 文言の調整に関してですけれども、ですから、今後の課題といったときには、むしろここに、厚生労働省はという、今後の課題というときにやっぱり主語、どこが調整

する必要があるかは、ここにまず書くべきだろうということは思います。

オで書く必要がないというわけではないのですけれども、今後の課題というときに、誰が何をするのかということはやっぱりきちんと書かないといけないだろう。ですから、厚生労働省はという、もしくは厚生労働省の統計当局といいますか、主体はやっぱり今後の課題のところにははっきり書くべきだろうというのはあると思います。

細かい文言については、私自身、ここは今おっしゃったように、5ページ目の2行の文章を、やわらかめというか、次につなげるように書いていただければいいのかなと思っております。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 よろしいでしょうか。

○西郷部会長 はい。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 それでは、事務局から言うのも何ですけれども、5ページ目のこの辺りの2行については、要旨としては、その前の段落で、「厚生労働大臣において管理することが望ましい」というのを受けて、「ただ、現状においてはまだ整理がなされていない」、あるいは「検討が進んでいない」というような書きぶりにした上で、今後の課題で受けるという整理案で、いかがでしょうか。

○宮川委員 私はそれでも結構です。

○西郷部会長 いかがでしょうか。部会の結論としては、永久保存というところまで踏み込んで言っていたような気もするので、そこまで書いてもいいのかなという気もするのですけれども、まず宮川委員が御指摘になった主語に関しては、6ページ目の一番最後の「早急に」の前に「厚生労働省は」と入れれば、行動の主体ははっきりすると思います。

あとは、前半というか、答申の中に記載してあるところと、今後の課題との対応に関してなのですけれども、永久保存を検討するということ言い過ぎになりますか、厚生労働省の方としては。

長期化するといったら10年とか20年にするという結論は多分あり得なくて、3年のままにしておくのか、現状のままなのか、永久保存かのどちらかの結論しかないのではないかなという気もするのですけれども。あり得るとすれば。

中間の結論というのが、あり得ますか。

だとすれば、こっちの今後の課題に関しては、調査票情報の保存期間を全国調査に合わせて永久とすることを検討するというような形で、永久という言葉をこっちの今後の課題の方に書くという手はあるような気がするのですけれども、答申の中では、現状を確認していただいたところでは、永久というところまでは言い切れなかったけれども、部会の総意としては永久に保存できるのであれば永久に保存してくださいということだったと思うので、それを今後の課題として書くというのはあり得るかなと思うのですけれども。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） 私どもとしては、保存体制等が絡んできますので、できれば、もちろん今回の電子情報について、永久保存なり、再利用という観点から、保存することについて、重々承知しておりますし、その方向でやらなければいけないと思っておりますけれども、期間の具体化については、お含みおきいただければ。

○西郷部会長 分かりました。それでは、そうすると、先ほど宮川委員と事務局から御提案があった、答申の前の部分の方を変更するという形になりますけれども、それでよろしいでしょうか。

すみません、もう一度、事務局から先ほど御提案いただいた修文について御説明いただけますか。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 5頁のなお書きの最後からもう一度申し上げると、「厚生労働大臣においても管理することが望ましいと考えられる。」改行していただいて、「ただし、具体的な検討についてはまだなされていない」あるいは「検討が進んでいない」、そういった表現で簡潔に書いてはいかがでしょうかというのが事務局の今申し上げた案でございました。

つまり、なお書きは特に修正をせずに、「このため」から「行うことが必要である」の2行を削って端的に「ただし、具体的な取扱いについては検討が進んでいない」というような言い方でいかがかと。

○西郷部会長 今のでよろしいでしょうか。

○宮川委員 もし改行するのであれば、少し受けた方がよくて、「この件に関しては」とかというのを入れた方がいいのではないかなと思います。

○西郷部会長 改行しなくてもいいような感じがしますね、今の話だと。

○宮川委員 僕もそう思ったのですが。

○西郷部会長 「望ましいと考えられる。ただし、現段階では保存期間に関して検討が進んでいない」というような。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 はい。ただし、現段階においてその取扱いについて検討が進んでいないという感じで。

○西郷部会長 はい。それでは、もう一度確認いたしますけれども、5ページ目に関しては、表2の下の2段落目のなお書きの一番最後のところに、「ただし、現段階ではその取扱いについて検討が進んでいない。」でおしまいということにして、「このため」と書いてある3段落目のところには削除すると。

その3段落目の内容というのが、6ページ目の今後の課題のところに来て、今後の課題に関しては、行動の主体を明示するために、最後の「早急に」の前のところに「厚生労働省は」というふうの一つ入れるということよろしいですか。

すみません、随分細かい話を部会ですするというのは気が引ける気もするのですが、今日、できれば決着させたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、答申に関しましてはそれでおしまいいたしますけれども、後でまとめてこの部会全体について御意見いただく時間帯は設けたいと思いますので、先に関連することですので、部会長メモの内容に関しても今の段階で御検討いただければと思います。

部会長メモは、今日の資料番号で言いますと、資料3ということになりますけれども、内容に関しましては、先ほど出ました事業所母集団データベースにおける官公営の事業所の更新のタイミング、現状では5年に1度ということになっているのですけれども、それを毎年に変更するということです。

答申そのものには含まれていなかったものなので部会長メモという形にはなりませんけれども、これも母集団フレームの更新の期間というのが、一部ですけれども、5年おきから毎年が変わるという改善になることですので、特に部会長メモとして書かせていただいて、統計委員会で私から報告させていただく形になります。

もし御意見がないようでしたら、資料3のとおりで部会長メモとさせていただいて、私から委員長に統計委員会において報告をいたします。

それでは、答申と今の部会長メモに関しまして、全部通して何か御意見等あるでしょうか。

もしないようでしたら、今度は、今回の部会全体を通しまして何か御意見等があったらお伺いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

では、大阪府から、よろしくお願いたします。

○一坂大阪府総務部統計課長 大阪府でございます。ただ今制度設計の中でのギャップの防止というか、そういう観点で御議論いただいたということで、答申（案）がまとまったところでございますけれども、我々、調査の現場を預かる、運用を託されている者として一言発言させていただきたいと思っております。

実は我々都道府県では、毎月勤労統計調査規則に基づいて、都道府県知事に毎月分の統計結果を公表するという義務が課されております。したがって、都道府県ごとにサンプルが分かれるわけですから、かなり大口の事業所が、例えば事業所の事業の都合なんかによって、その月によって回答が出てこないとか、そういうことは現実に生じておまして、そういうときは、例えばサンプルが少ない分を推計比率なんかを掛けて公表しておりますので、1事業所が欠けただけでも、都道府県レベルになると、ぶれが出てまいります。

私たちの聞くところによりますと、府県によりましてはそのぶれが結構大きく目立ってしまうようなことが起こりますので、府県によってはこれをその県の公表データとして公表を続けていって本当にいいものかどうかと、担当者が悩んでおられるというお話も聞いております。

したがって、我々都道府県にとりましてはやはりこのギャップ、理論上のギャップだけでなく、脱落を防いでいくということが非常に大事なことだと感じております。

そこで、このギャップを防いでいくということで、今回議論していただいている制度上のギャップというものは、来年度を想定した御議論をいただいているのですけれども、これは回答者の立場に立っていただきますと、実はこの2月から新たな延長期間に入っていくということでございますので、回答者の御負担を考えますと、そういうギャップが出てくる心配というのは目前に迫っているということでございます。

そういった中で一言申し添えたいのですけれども、実は都道府県統計連絡協議会というものがございまして、これは47全ての都道府県で構成したものでございますが、毎年6月ごろに次年度の予算要求に向けた要望活動をいたしております。その中で一つ、厚生労働省にお願いしたいのは、時間外勤務手当の執行科目の創設をかねてよりお願いしているのですけれども、内容は何かと申しますと、地方の職員が毎月勤労統計調査に従事して時間外勤務、いわゆる残業したときに、残業手当の執行科目がないという理由で、我々はそれ

を執行できなくなっている状態でございます。

それはどうしているかという、やむを得ず、各府県が県費でそれを負担しているという状況でございます。これにつきましては10年以上前から国にはいろいろ要望活動を続けておりまして、ここにおられます総務省、経済産業省、農林水産省、文部科学省、それぞれ順次御対応いただいております。まだ厚生労働省だけがこの時間外勤務手当の科目創設に御対応いただいておりますので、これまで努力いただいているという御回答はいただいているのですけれども、これだけ大きな変更がある節目でございますので、是非早急に科目創設の対応を実現していただきたいということを、こういう場ではございますけれども、お願いをさせていただきたいと思っております。

○西郷部会長 ありがとうございます。お金のことになりますので、統計の実施部局としては今すぐ御回答というのは難しいかと思っておりますけれども、伺っておくということによろしいですか。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） ただ今のは、前から伺っておりますし、また改めて今日、よく認識したところでございます。意見についてはいろいろと検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

ほかに何か部会全体を通して御意見等ございますか。

それでは、細かい修文まで含めて、答申（案）まで決着させていただいたということになります。もし修文の再要求などございましたら、またメール等で審議させていただく形になろうかと思っております。

最後に、事務局から御連絡をお願いいたします。

○榎松総務省政策統括官（統計基準担当）付主査 答申（案）及び部会長メモの修正案については、部会長と相談の上、早急にお示しいたしますので、御確認のほどよろしくお願いたします。

また、結果概要については事務局で作成次第、メールにて照会いたしますので、こちらについても御確認をお願いいたします。

事務局からは以上です。

○西郷部会長 それでは、足かけ2年の審議となりましたけれども、皆様、どうもありがとうございました。部会長として厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございました。